

議案第93号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、さいたま市立病院において発生した医療事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 5,000,000円
- 2 事件の概要 平成15年8月15日さいたま市立病院において緊急内視鏡的止血術を施行した後に患者が死亡した件に関し、同止血術の施行前に、患者及び相手方に合併症に関する十分な説明がなされなかったもの